（表面）

第　　号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第６８条第６項の規定による

身　　分　　証　　明　　書

職名及び氏名

写真

押出スタンプ

年　　月　　日生

年　　月　　日交付

原子力規制委員会　印

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ６とすること。

（裏面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第 68 条　原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第 64 条第３項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第 59 条第６項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

２　原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第 16 条の４第１項、第 28 条の２第１項、第 43 条の３の 13 第１項、第 43 条の 10 第１項、第 46 条の２第１項、第 51 条の９第１項若しくは第 55 条の３第１項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

３　原子力規制委員会は、第１項の規定による立入検査のほか、第 16 条の２第１項、第 16 条の３第１項、第 16 条の４第１項、第 16 条の５第１項、第 22 条第５項、第 27 条第１項、第 28 条第１項、第 28 条の２第１項、第 29 条第１項、第 37 条第５項、第 43 条の３の９第１項、第 43 条の３の 10 第１項、第 43 条の３の 11 第１項、第 43 条の３の 12 第１項、第 43 条の３の 13 第１項、第 43 条の３の 15、第 43 条の３の 16 第１項、第 43 条の３の 24 第５項、第 43 条の３の 31 第１項、第 43 条の８第１項、第 43 条の９第１項、第 43 条の 10 第１項、第 43 条の 11 第１項、第 43 条の 20 第５項、第 43 条の 26 の３第１項、第 45 条第１項、第 46 条第１項、第 46 条の２第１項、第 46 条の２の３第１項、第 50 条第５項、第 51 条の７第１項、第 51 条の８第１項、第 51 条の９第１項、第 51 条の 10 第１項及び第 51 条の 18 第５項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を

検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4　原子力規制委員会は、第１項の規定による立入検査のほか、第 62 条第１項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

5　（略）

6　前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

7　第１項から第５項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 78 条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十　第 68 条第１項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 80 条　次の各号のいずれかに該当する者は、100 万円以下の罰金に処する。

十一　第 68 条第１項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）、第２項から第５項まで又は第 13 項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 81 条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二　第 78 条第１号、第２号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第３号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第４号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第６号、第７号、第８号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第８号の２（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 10 号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第 11 号、第 12 号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第 13 号の３から第 13 号の７まで、第 14 号、第 15 号、第 17 号、第 18 号、第 20 号、第 21 号、第 26 号の２（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 27 号の２から第

27 号の４まで、第 28 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 29 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第 30 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）　1 億円以下の罰金刑

三　第 77 条（第 1 号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第 78 条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第 79 条又は第 80 条　各本条の罰金刑